

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策方針

1 期間 令和4年1月25日から岩手県緊急事態宣言が解除されるまでの期間

2 区域 矢巾町内全域

3 町民の皆様、来町された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。

(2) 感染が拡大している地域との往来

○緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えること。

○緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。

○移動先の感染情報や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動すること。

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策の徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方）や、保育施設・幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

○飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。

○こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。

○ワクチン接種後もマスクを着用する。

○近距離での会話や発声等を避ける。

○室内の換気、湿度の調節を心がける。

○毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。

○密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、一つの密でも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。

○会食は短時間で、深酒はせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

○感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証店」の利用を推奨します。

※令和4年1月21日現在で町内40店舗

○他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでいた都道府県が要請している自粛等を継続する。

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の方は、PCR検査等を受けていただきますようお願いします。

○感染が拡大している地域を往来した方

○感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより感染の不安を抱える方

○仕事などで感染が拡大している地域との接触の機会が多い環境にある方

※矢巾町内における無料検査実施場所(期間は令和4年1月9日～1月31日)

実施場所	住所	電話番号	PCR等検査	抗原定性検査
薬王堂岩手医大前調剤	医大通2丁目7-7	601-2295	○	○
薬王堂 矢巾調剤	南矢幅7-445	698-2131	○	○
薬王堂 西徳田調剤	西徳田6-144	681-7361	—	○
日本調剤岩手医大前薬局	医大通2丁目1-12	601-3116	○	○

4 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

○従業員の健康状態を記録する。

○発熱等症状のある従業員は出勤させず、早期に医療機関を受診させる。

○昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。

○休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。

○食堂、喫煙室ではマスクを外した会話とならないよう注意する。

○在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。

○オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。

○地域生活・地域経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

(2) 飲食店・宿泊施設へのお願い

○飲食店・宿泊施設の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。

- 飲食店・宿泊施設を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組に協力する。
- 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

(3) 学校へのお願い

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底する。
 - 特に児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴うものについては、感染防止対策を徹底する。
- 郊外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底する。
- 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校との練習試合等や県内で宿泊を伴う活動は、原則禁止とする。

(4) 医療機関へのお願い

- 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査の実施又は検査の受診を促す。

5 町管理施設・町主催イベントの取組

- 町管理施設の利用に当たっては、入場整理等により混雑を避けるといった感染防止対策を実施しながら運営する。
- 特に屋外運動施設では、利用者に対し、大声での発声を避けること、更衣室等における人と人との十分な間隔を確保すること、スポーツを行っていない際や会話をする際のマスク着用を働きかけることなど、各施設の用途に応じた感染対策を徹底する。
- 町主催イベントの開催に当たっては、「三つの密」が発生しない座席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、感染防止対策を徹底しながら実施する。

6 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- 感染された方々やそのご家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- 医療関係者をはじめ、町民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に対し、感謝と思いやりの気持ちをもって応援くださいますようお願いいたします。
- 新型コロナワクチンは、ご本人の意思に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。